

一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間

平成 28 年 2 月 1 日 ～ 平成 30 年 1 月 31 日 までの 2 年間

2.内容

①雇用環境の整備に関する事項

(1)妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

■妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

<具体策>

妊娠中の女性労働者とその子供の健康を考え、定期検診や体調不良等で女性労働者が希望する際には、休暇を取得しやすい体制を整える。

また、出産後の諸制度に対して、対象者へ個別に周知するとともに、相談しやすい環境を整える。

■育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備の実施

<具体策>

育児休業に関する規程の整備を行い、育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項の周知を行う。

また、育児休業取得者の体験談等を社員間で共有する。

(2)働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

■短時間正社員制度の導入・定着

<具体策>

制度の周知を行い、制度利用しやすい体制を整える。

②その他次世代育成支援対策に関する事項

■地域において子どもの健全な育成のための活動等を行うNPO等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施

<具体策>

労働者が子ども・子育てに関する地域貢献活動等への参加を申し出た時には積極的に協力し休暇等を与え支援する。